

令和 8 年 6 月 1 日  
厚木市報道資料

## 保育課窓口で別人に手渡し 教育・保育給付認定証を誤交付

保育課の窓口で、認可保育所などの利用要件を満たしていることを認定する「教育・保育給付認定証」を別人に手渡していたことが判明しました。

### 1 概要

- (1) 対象者 1 人 (保育所利用世帯)
- (2) 記載内容 保護者の氏名・住所・生年月日、児童の氏名・生年月日・性別、支給認定証番号、保育が必要な事由

### 2 経緯

5 月 27 日 (水)	児童 A の母親が保育課窓口で、教育・保育給付認定変更申請書を提出。変更後の認定証を郵送で送る旨を伝える。
5 月 29 日 (金)	・ 児童 A の認定変更処理を実施。 ・ 児童 B の母親が保育課窓口で、同変更申請書を提出。変更後の認定証をその場で交付した際、児童 A の認定証を交付してしまう。
6 月 1 日 (月)	・ 児童 B の母親から別人の認定証を受け取ったと連絡が入り、誤交付が発覚した。保育課職員が、児童 B 宅を訪問して謝罪。児童 A の認定証を回収し、正しい認定証を交付した。 ・ 児童 A の母親にも、電話で経緯を説明して謝罪。認定書を郵送した。

### 3 原因

窓口で書類を交付する際に確認を怠ったため。

### 4 再発防止策

交付する書類は複数人で必ずチェックし、窓口で交付する場合は保護者に書類を説明しながら内容を確認してもらうことを徹底する。また、個人情報の適正な管理について、職員に対する教育・指導を改めて行います。

本資料の問い合わせ先

健康こどもみらい部 保育課  
課長 原田 ルミ子 電話 046-225-2235